

○財務省告示第二百七十二号

アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等について、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第六條第一項の規定により報復関税を課することが決定されたので、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 報復関税に係る措置の対象となる国 アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。以下同じ。）
- 二 報復関税に係る措置の対象となる貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

| 品名 | 銘柄、型式及び特徴 |
|----------|---|
| ステンレス鋼の棒 | 熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたもので、更に加工したもの以外のものうち、輸入統計品目表七二二二・一・〇〇〇に分類されるもの |
| ステンレス鋼の棒 | 冷間成形又は冷間仕上げをしたもので、更に加工したもので、輸入統計品目表七二二二・二〇・〇〇〇に分類されるもの |
| ステンレス鋼の棒 | 輸入統計品目表七二二二・三〇・〇〇〇に分類されるもの |

| | |
|--|---|
| 鉄鋼製の管及び中空の形材 | 継目なしのもので、鑄鉄製のもの以外のものうち、輸入統計品目表七三〇四・五九、〇二〇に分類されるもの |
| 玉軸受 | 輸入統計品目表八四八二・一〇、〇〇〇に分類されるもの |
| 円すいころ軸受 | 輸入統計品目表八四八二・二〇、〇〇〇に分類されるもの |
| 針状ころ軸受 | 輸入統計品目表八四八二・四〇、〇〇〇に分類されるもの |
| 円筒ころ軸受 | 輸入統計品目表八四八二・五〇、〇〇〇に分類されるもの |
| その他のころ軸受 | 輸入統計品目表八四八二・八〇、〇〇〇に分類されるもの |
| 玉軸受及びころ軸受の部分品 (玉、針状ころ及びころ) | 輸入統計品目表八四八二・九一、〇〇〇に分類されるもの |
| 玉軸受又はころ軸受の部分品 (玉、針状ころ及びころ以外 のもの) | 輸入統計品目表八四八二・九九、〇〇〇に分類されるもの |
| 軸受箱 (玉軸受又はころ軸受 を有するものを除く。) 及び 滑り軸受 | 自動車用のもので、輸入統計品目表八四八三・三〇、〇一〇に分類されるもの |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受</p> | <p>自動車用以外のもので、輸入統計品目表八四八三・三〇、〇九〇に分類されるもの</p> |
|---------------------------------------|--|

三 報復関税に係る措置の内容

二に掲げる貨物で平成二十五年九月一日から平成二十六年八月三十一日までの間に輸入されるもの（アメリカ合衆国を原産地とするものに限る。）については、一般の関税のほか、十七・四％の関税を課する。

四 報復関税に係る措置をとる理由

イ アメリカ合衆国千九百三十年関税法第七百五十四条（以下「バード修正条項」という。）は、アメリカ合衆国において、不当廉売関税及び相殺関税（以下「不当廉売関税等」という。）による税収を、不当廉売関税等に係る措置を申請し、又は申請を支持したアメリカ合衆国内の生産者等に分配する規定であるが、二〇〇三（平成十五）年一月、世界貿易機関協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。以下同じ。）附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関（以下「紛争解決機関」という。）において、世界貿易機関協定違反が確定し、バード修正条項の撤廃等が勧告されたところである。しかし、

アメリカ合衆国は、勧告の履行の期限（同年十二月）を経過した後も勧告を履行しなかつたことから、二〇〇四（平成十六）年一月、我が国は、紛争解決機関に対抗措置を申請し、同年八月の対抗措置の規模に関する仲裁決定を経て、同年十一月、紛争解決機関により対抗措置が承認された。この承認に基づき、我が国は、玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）を制定し、二〇〇五（平成十七）年九月一日から二〇〇六（平成十八）年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等の十五品目について、一般の関税のほか、十五%の関税を課すこととした。

ロ 二〇〇六（平成十八）年二月、アメリカ合衆国において、バード修正条項の廃止法が成立したものの、二〇〇七（平成十九）年十月一日より前に通関された貨物に係る不当廉売関税等による税収については、経過措置として引き続き同条項に基づく分配が行われることとなり、紛争解決機関による勧告が履行されていない状態が継続していた。このような事情を踏まえ、世界貿易機関協定に基づいて直接又は間接に本邦に与えられた利益を守る必要があることから、対象となる貨物及び税率を維持した上で、報復関税を課する期間を二〇〇六（平成十八）年九月一日及び二〇〇七（平成十九）年九月一日にそれぞれ一年間延長し、二〇〇八（平成二十）年九月一日に報復関税に係る措置の対象となる貨物及び税率を変更（玉軸受及び円すいころ軸受の二品目について、一〇・六%）し、一年間延長することとした。さらに、二〇〇九

(平成二十一)年九月一日、二〇一〇(平成二十二)年九月一日及び二〇一一(平成二十三)年九月一日に税率をそれぞれ九・六%、四・一%、一・七%に変更し、二〇一二(平成二十四)年九月一日に、報復関税に係る措置の対象となる貨物及び税率を変更(円すいころ軸受一品目について、四・〇%)し、一年間延長することとした。

ハ 二〇一三(平成二十五)年八月現在においても、バード修正条項に基づく分配は引き続き行われており、紛争解決機関による勧告が履行されていない状態が継続しているため、対象となる貨物及び税率を見直し、二〇一三(平成二十五)年九月一日から二〇一四(平成二十六)年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等の十三品目について、十七・四%の報復関税を課することとした。

五 その他参考となるべき事項

イ 対抗措置の規模

バード修正条項による日本産品に係る直近年の分配額に〇・七二を乗じた額(アメリカ合衆国の二〇一二財政年度における当該分配額に基づき約五十八・六億円)(紛争解決機関に承認された額)の範囲内である。

ロ 報復関税の課税対象貨物及び税率変更の理由

報復関税に係る措置の内容については、紛争解決機関により承認された対抗措置の規模の範

囲内において、発動後一年ごとに見直すこととされているため、アメリカ合衆国の二〇一二財政年度におけるバード修正条項による日本産品に係る分配額（過去の留保額から分配された額を含む。）を踏まえ、課税対象貨物及び税率を変更した。

ハ 終了時期

アメリカ合衆国が、バード修正条項に関する世界貿易機関の勧告を履行した場合には、速やかに対抗措置を終了する。

ニ その他

紛争解決機関の承認によれば、対抗措置の規模は、アメリカ合衆国政府により公表されたバード修正条項による直近年の分配額に基づき算出することとされていることから、報復関税の課税対象貨物及び税率等について、発動後一年ごとに見直す。